

## 兵庫大学・兵庫大学短期大学部共同研究取扱規程

〔平成 23 年 12 月 21 日〕〔平成 23 年 4 月 1 日制定〕  
大学運営会議決定 兵大程第 187 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫大学・兵庫大学短期大学部（以下「本学」という。）と本学以外の者が共通の課題について共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(受入れの基準)

第 2 条 共同研究は、学術研究又は教育上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障が生じるおそれがないと認められるものでなければならない。

(研究期間)

第 3 条 共同研究の期間は、1 研究課題につき原則として 3 年以内とする。ただし、必要により 5 年を限度に延長できる。

(申請の手続き)

第 4 条 共同研究の申込みをしようとする者（以下「共同研究機関」という。）は、共同研究申請書（様式 1）を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第 5 条 学長は、申請のあった共同研究について、研究推進会議の審査を経て受入れの可否を決定する。

2 学長は、前項の結果を共同研究機関に通知する。

(契約の締結)

第 6 条 学長は、共同研究の受け入れを決定したときは、速やかに共同研究機関と共同研究契約を締結する。

(研究経費の取扱い)

第 7 条 共同研究機関は、必要に応じ、本学の施設における共同研究の遂行に必要な謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費その他の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究の遂行に関連して直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の全部又は一部を負担することができる。

2 間接経費は、直接経費の 15 パーセントとする。

3 共同研究機関は、第 1 項の規定により共同研究機関が負担する共同研究費を本学が指定した期間内に本学に納付する。

4 納付された共同研究費は原則として、これを共同研究機関に返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由によって共同研究が遂行できない場合には、共同研究機関の求めに応じ、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を共同研究機関に返還することができる。

5 納付された共同研究費により本学が取得した設備等の所有権は、本学に帰属する。

6 納付された共同研究費及び本学が負担する共同研究費の執行については、「個人研究費の取扱いについて」を準用する。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第 8 条 共同研究を担当する本学の教育職員（以下「共同研究担当者」という。）は、共同研究を中止し又はその期間を延長する必要がある場合は、速やかに学長に報告する。

2 学長は、共同研究の中止又は期間の延長がやむを得ないと判断する場合は、共同研究機関と協議の上、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長することができる。

(特許権等の取扱い)

第9条 共同研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権その他これに準ずる権利に関する持分、出願及び実施等の取扱いについては、第6条に規定する共同研究契約書の定めによる。

(秘密の保持)

第10条 本学及び共同研究機関は、共同研究の実施にあたり、相手方より提供もしくは開示を受け又は知り得た秘密情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない。

(共同研究の完了報告)

第11条 共同研究担当者は、共同研究終了後速やかに、共同研究完了報告書(様式2)により、研究成果を学長に報告する。

(研究成果の公表)

第12条 共同研究担当者は当該共同研究の成果について、原則として公表するものとし、公表の内容・時期、方法等については、共同研究機関と協議の上、定める。

(適用除外)

第13条 共同研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を共同研究又は共同研究機関に対して適用しないことができる。

(1) 国、政府関係機関又は地方公共団体等との共同研究

(2) その他特別な事情があると学長が認めた共同研究

(事務)

第14条 共同研究に関する事務は、研究支援課が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、研究推進会議に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。